

## ●受付期間

使用開始日の12か月前から10日前まで

※受付開始日が土曜、日曜、祝日及び年末年始の休館日に当たる場合は順次繰り下がるものとします。

※受付開始時間の時点で申し込みが重複した時は、使用者間の協議または抽選によります。

## ●使用許可

【窓口で使用申請する場合】

使用料納入の際に「使用許可書」を交付します。

【公共施設予約システムで使用申請する場合】

公共施設予約システムにより申請者に通知します。

## ●使用許可の変更と取消し

申請内容を変更する場合や、取り消しを行う場合は、所定の申請書により手続きを行ってください。

## ●使用料の還付

使用料を還付することができる場合及びその額は次のとおりです。還付を受けようとする場合は、所定の申請書により手続きを行ってください。

(1)使用者の責によらない理由により使用できないとき。【10割】

(2)使用取消申請書を、次に掲げる日までに提出し承認を受けたとき。【使用料の7割】

ア. ホール・楽屋⇒使用日前30日

イ. 練習室 ⇒使用日前 5日

(3)使用変更申請書を、次の掲げる日までに提出し許可を受けたとき。【還付されるべき使用料の7割】

ア. ホール・楽屋⇒使用日前30日

イ. 練習室 ⇒使用日前 5日

## 8 公共施設予約システム

『公共施設予約システム』とは、インターネットに接続したパソコンや携帯電話などから、施設の空き情報を照会したり、使用申請をしたりすることができるシステムです。施設の空き情報の照会は誰でもご利用できますが、インターネットからの使用申請をするためには、あらかじめ「利用者登録」（無料）が必要です。詳しくは新発田市のホームページまたは各施設の窓口でご確認ください。なお、当館における公共施設予約システムの利用可能範囲は次のとおりです。

施設名	空き情報の照会	使用申請
大ホール	○	×
楽屋	×	×
一階ホール	○	×
練習室	○	○

## ■新発田市公共施設予約システム

新発田市 公共施設予約システム 公共施設予約へようこそ

空き状況の照会や予約をしたい施設を選んでください。  
予約取消、抽選結果確認や利用施設の種類や使用目的で探したい方は、  
「施設予約システムメニュー」を選んでください。

施設予約システムメニュー

スポーツ施設

教養・文化施設

コミュニティ施設

野外活動施設

各種施設

抽選に申し込める施設

色・文字サイズ変更 終了



<http://www.pf489.com/shibata/web/>